

令和5年12月14日  
(第7回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第	1号	美瑛町観光振興基金条例の制定について	―――	1～ 2
議案第	2号	美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部改正について	―――	3～ 6
議案第	3号	美瑛町税条例の一部改正について	―――	7～ 8
議案第	4号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	―――	9～ 10
議案第	5号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部改正について	―――	11
議案第	6号	美瑛町観光センター条例の一部改正について	―――	12～ 15
議案第	7号	美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の 一部改正について	―――	16
議案第	8号	美瑛町体験交流住宅条例の一部改正について	―――	17
議案第	9号	美瑛町青い池駐車場条例の一部改正について	―――	18～ 19
議案第	10号	令和5年度美瑛町一般会計補正予算（第6 号）について	―――	20～ 47
議案第	11号	令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予 算（第4号）について	―――	48～ 49
議案第	12号	令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算 （第2号）について	―――	50～ 51
議案第	13号	令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算 （第3号）について	―――	52～ 54
議案第	14号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 について	―――	55～ 57
議案第	15号	美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更 について	―――	58～ 60
議案第	16号	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に ついて	―――	61～ 62
議案第	17号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	―――	63

議案第1号

美瑛町観光振興基金条例の制定について

美瑛町観光振興基金条例を次のとおり制定する。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町観光振興基金条例

(設置)

第1条 美瑛町における観光振興に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、美瑛町観光振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用等)

第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 町長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することが

できる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美瑛町  
条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 給料表（第3条関係）

職種	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
(1) 行政職給料表	1	162,100円	208,000円
	2	163,200円	209,700円
	3	164,400円	211,400円
	4	165,500円	212,900円
	5	166,600円	214,400円
	6	167,700円	216,200円
	7	168,800円	217,900円
	8	169,900円	219,600円

	9	170,900 円	221,100 円
	10	172,300 円	222,600 円
	11	173,600 円	224,100 円
	12	174,900 円	225,600 円
	13	176,100 円	226,800 円
	14	177,600 円	228,200 円
	15	179,100 円	229,600 円
	16	180,700 円	231,000 円
	17	181,800 円	232,400 円
	18	183,200 円	234,000 円
	19	184,600 円	235,500 円
	20	186,000 円	236,900 円
	21	187,300 円	238,100 円
	22	189,600 円	239,700 円
	23	191,800 円	241,200 円
	24	194,000 円	242,600 円
	25	196,200 円	243,600 円
	26	197,900 円	245,100 円
	27	199,400 円	246,400 円
	28	200,900 円	247,600 円
	29	202,400 円	248,700 円
	30	203,800 円	249,700 円
	31	205,200 円	250,600 円
	32	206,600 円	251,500 円
	33	208,000 円	252,400 円
	34	209,300 円	253,300 円
	35	210,600 円	254,100 円
(2) 医療職給料表 (一)	1	167,200 円	202,800 円
	2	168,600 円	204,400 円

	3	170,000 円	205,900 円
	4	171,400 円	207,300 円
	5	172,700 円	208,800 円
	6	174,500 円	210,000 円
	7	176,200 円	211,200 円
	8	177,800 円	212,400 円
	9	179,400 円	213,800 円
	10	181,100 円	215,300 円
	11	182,700 円	216,800 円
	12	184,600 円	218,300 円
	13	186,000 円	219,700 円
	14	187,800 円	221,200 円
	15	189,800 円	222,700 円
	16	191,600 円	224,200 円
	17	193,500 円	225,500 円
	18	194,700 円	226,800 円
	19	196,200 円	228,200 円
	20	197,600 円	229,500 円
	21	198,800 円	230,600 円
	22	200,300 円	231,700 円
	23	201,700 円	232,800 円
	24	203,000 円	233,900 円
	25	204,600 円	235,000 円
(3) 医療職給料表 (二)	1	183,500 円	211,000 円
	2	184,900 円	212,900 円
	3	186,400 円	214,900 円
	4	187,800 円	216,800 円
	5	189,300 円	218,800 円
	6	190,800 円	220,600 円

7	192,300 円	222,400 円
8	193,800 円	224,100 円
9	195,000 円	225,800 円
10	196,700 円	227,200 円
11	198,300 円	228,500 円
12	199,800 円	229,400 円
13	201,200 円	230,800 円
14	203,200 円	231,800 円
15	205,300 円	232,800 円
16	207,300 円	233,700 円
17	209,300 円	234,800 円
18	211,300 円	236,200 円
19	213,400 円	237,600 円
20	215,400 円	238,700 円
21	217,300 円	239,800 円
22	219,000 円	241,400 円
23	220,700 円	243,100 円
24	222,400 円	244,500 円
25	223,700 円	245,700 円

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。



議案第3号

美瑛町税条例の一部改正について

美瑛町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町税条例の一部を改正する条例

美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項及び第67条第1項中

「第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで を

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月28日まで

第7期 1月1日から同月31日まで 」

「第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 9月1日から同月30日まで

第3期 11月1日から同月30日まで に改める。

第4期 1月1日から同月31日まで 」

第67条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 固定資産税額（次条第4項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が

4, 000円未満の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

第69条中「固定資産税の」を「第67条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の」に、「固定資産税額」を「固定資産税額及び都市計画税額」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

第2条 この条例による改正後の美瑛町税条例（以下「新条例」という。）第40条の規定は、令和7年度分の町民税から適用し、令和6年度分までの町民税については、なお従前の例による。

第3条 新条例第67条の規定は、令和7年度分の固定資産税から適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第4号

美瑛町都市計画税条例の一部改正について

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例

美瑛町都市計画税条例（昭和47年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中

- 「第1期 7月1日から同月31日まで  
第2期 8月1日から同月31日まで  
第3期 9月1日から同月30日まで  
第4期 10月1日から同月31日まで を  
第5期 11月1日から同月30日まで  
第6期 12月1日から同月28日まで  
第7期 1月1日から同月31日まで 」  
「第1期 7月1日から同月31日まで  
第2期 9月1日から同月30日まで  
第3期 11月1日から同月30日まで に改める。  
第4期 1月1日から同月31日まで 」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の美瑛町都市計画税条例第5条の規定は、令和7年度分の都市計画税から適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案第5号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年美瑛町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を、「教育・保育給付認定子ども」と、「」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第6号

### 美瑛町観光センター条例の一部改正について

美瑛町観光センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

#### 美瑛町観光センター条例の一部を改正する条例

美瑛町観光センター条例（昭和59年美瑛町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（使用許可）

第4条 観光センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可をする場合において、観光センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

（使用料）

第5条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料として1平方メートル当たり月額920円を納入しなければならない。

第6条を第17条とし、第5条の次に次の11条を加える。

（使用料の減免）

第6条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の返還）

第7条 納入された使用料は、これを返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用許可の制限)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、観光センターの使用を許可しない。

- (1) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) その使用が建物、設備及び備付備品を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的に反したとき。
- (2) 使用許可の条件に反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (5) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(行為の制限)

第11条 観光センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 新たな設備を設置する行為
- (2) その他町長が特に必要があると認める行為

(原状回復)

第12条 使用者は、観光センターの使用を終了し、又は第9条の規定による使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、町において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(取消し等による損害の責任)

第13条 町長は、第9条の規定による使用許可の取消し等によって使用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第14条 観光センターに損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館等の制限)

第15条 町長は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館等を断り、又は退去させることができる。

(管理の代行等)

第16条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に観光センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に観光センターの管理を行わせる場合の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条に規定する事業に係る業務
- (2) 観光センターの維持及び管理に関する業務
- (3) 観光センターの使用の許可に関する業務
- (4) 観光センターの使用料の徴収、減免及び返還に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、観光センターの管理運営に関し町長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条に規定する使用料は、指定管理者の収入とすることができる。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条、第6条から第9条まで、第11条、第13条及び第15条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続及びこの条例による事前の使用の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第7号

美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正について

美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例の一部を改正する条例

美瑛町地域資源活用総合交流促進施設条例（平成16年美瑛町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「13,000円」を「23,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

美瑛町体験交流住宅条例の一部改正について

美瑛町体験交流住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町体験交流住宅条例の一部を改正する条例

美瑛町体験交流住宅条例（平成 3 1 年美瑛町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「5 1, 0 0 0 円」を「1 0 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

美瑛町青い池駐車場条例の一部改正について

美瑛町青い池駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町青い池駐車場条例の一部を改正する条例

美瑛町青い池駐車場条例（令和元年美瑛町条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	駐車料金（1台につき）
二輪自動車	1回 100円
普通自動車	1回 500円
小型自動車	
軽自動車	
大型自動車	1回 2,000円

備考

- 1 「二輪自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを含む。）をいう。
- 2 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち、車両の長さが6メートル以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 3 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち、二

輪自動車を除いたものをいう。

4 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち、二輪自動車及び被けん引自動車を除いたものをいう。

5 「大型自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち、車両の長さが6メートル以上のものをいう。

6 被けん引自動車をけん引している車両は、けん引している車両の長さ  
とけん引部分及び被けん引自動車の長さの和が6メートル未満の場合は  
「普通自動車」の区分に、6メートル以上の場合は「大型自動車」の区  
分にそれぞれ該当させるものとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第10号

令和5年度 美瑛町一般会計補正予算（第6号）について

令和5年度美瑛町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,587,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		1,118,482	26,790	1,145,272
	1 町 民 税	469,771	2,480	472,251
	2 固定資産税	477,663	24,310	501,973
10 地方交付税		5,064,107	40,877	5,104,984
	1 地方交付税	5,064,107	40,877	5,104,984
12 分担金及び負担金		7,231	△482	6,749
	1 負 担 金	7,231	△482	6,749
14 国庫支出金		838,951	169,305	1,008,256
	1 国庫負担金	341,512	84,276	425,788
	2 国庫補助金	481,008	85,029	566,037
15 道支出金		910,956	90,583	1,001,539
	1 道負担金	266,055	43,074	309,129
	2 道補助金	621,921	47,509	669,430
17 寄 附 金		74,136	109,327	183,463
	1 寄 附 金	74,136	109,327	183,463
21 町 債		994,700	109,800	1,104,500
	1 町 債	994,700	109,800	1,104,500
歳 入	合 計	11,040,800	546,200	11,587,000

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,983,278	△19,017	1,964,261
	1 総務管理費	1,905,344	△3,362	1,901,982
	2 徴税費	22,965	539	23,504
	3 戸籍住民登録費	16,399	250	16,649
	4 選挙費	35,968	△16,444	19,524
3 民生費		1,138,473	248,728	1,387,201
	1 社会福祉費	646,752	219,018	865,770
	2 児童福祉費	491,721	29,710	521,431
4 衛生費		1,447,984	4,052	1,452,036
	1 保健衛生費	1,150,992	6,314	1,157,306
	2 清掃費	296,992	△2,262	294,730
6 農林水産業費		905,554	80,728	986,282
	1 農業費	550,469	80,577	631,046
	3 林業費	96,090	151	96,241
7 商工費		863,322	129,839	993,161
	1 商工費	666,799	126,167	792,966
	2 文化スポーツ振興費	196,523	3,672	200,195
8 土木費		1,205,890	△54,888	1,151,002
	2 道路橋梁費	956,557	△52,963	903,594
	5 住宅費	50,253	△1,925	48,328
9 消防費		352,333	△11,463	340,870
	1 消防費	352,333	△11,463	340,870
10 教育費		504,969	2,094	507,063
	1 教育総務費	259,678	1,106	260,784
	2 小学校費	132,669	3,068	135,737
	3 中学校費	74,248	△1,551	72,697
	4 社会教育費	38,374	△529	37,845
12 諸支出金		844,057	166,127	1,010,184
	1 普通財産取得費	99,923	106,127	206,050
	2 公営企業費	744,134	60,000	804,134
歳 出	合 計	11,040,800	546,200	11,587,000



第 2 表 地方債補正  
(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業 丸山通り線道路長寿命化事業(	38,700 38,700)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	36,000 ( 36,000)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
辺地対策事業 朗根内上俵真布線道路整備事業(	162,700 1,000)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	209,300 ( 2,200)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
美園村山線道路整備事業(	26,600)				( 28,800)			
旭美瑛線道路整備事業(	24,000)				( 42,000)			
新星第1線道路整備事業(	36,100)				( 37,900)			
美沢18線道路整備事業(	34,300)				( 48,000)			
新星線道路整備事業(	30,900)				( 50,400)			
自然の村キャンプ場再整備事業(	9,800)				( 0)			
過疎対策事業 障がい者グループホーム施設整備事業(	703,600 43,900)	証書借入 又は証券 発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	769,500 ( 0)	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
赤羽下宇莫別線道路整備事業(	28,500)				( 30,000)			
藤野協成線道路整備事業(	19,000)				( 17,200)			
観光地混雑状況可視化システム導入事業(	17,300)				( 14,100)			
天人峡地区公園整備事業(	0)				( 104,900)			
(ソフト分)								
児童等福祉支援事業(	28,300)				( 31,800)			
(ソフト分)								
学校給食支援事業(	43,200)				( 48,100)			
合計	994,700				1,104,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		町 税	1,118,482	26,790	1,145,272
	1	町 民 税	469,771	2,480	472,251
		1 個 人	406,154	2,480	408,634
	2	固定資産税	477,663	24,310	501,973
		1 固定資産税	461,110	24,310	485,420
10		地方交付税	5,064,107	40,877	5,104,984
	1	地方交付税	5,064,107	40,877	5,104,984
		1 地方交付税	5,064,107	40,877	5,104,984
12		分担金及び負担金	7,231	△482	6,749
	1	負 担 金	7,231	△482	6,749
		2 民生費負担金	597	△482	115
14		国庫支出金	838,951	169,305	1,008,256
	1	国庫負担金	341,512	84,276	425,788
		1 民生費負担金	303,233	84,276	387,509
	2	国庫補助金	481,008	85,029	566,037
		1 総務費補助金	80,984	180,109	261,093
		2 民生費補助金	25,452	△1,203	24,249
	5	土木費補助金	307,361	△96,257	211,104

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	1,850	1 現年課税分	
2 滞納繰越分	630	1 滞納繰越分	
1 現年課税分	24,000	1 現年課税分	
2 滞納繰越分	310	1 滞納繰越分	
1 地方交付税	40,877	1 普通交付税	
1 社会福祉費負担金	△482	1 老人福祉施設入所負担金	
1 社会福祉費負担金	69,500	1 障害者自立支援給付費等負担金	60,000
		2 障害児施設措置費負担金	9,500
2 児童福祉費負担金	14,776	1 児童手当負担金	△3,728
		2 子どものための教育・保育給付費負担金	18,504
1 総務管理費補助金	180,109	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
1 社会福祉費補助金	397	1 地域生活支援事業費補助金	249
		2 障害者総合支援事業費補助金	148
2 児童福祉費補助金	△1,600	1 出産・子育て応援交付金	
2 道路橋梁費補助金	△95,757	1 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金	△1,914
		2 美園村山線道路改良舗装事業交付金	△42,000
		3 旭美瑛線道路改良舗装事業交付金	△16,660
		4 新星線道路改良舗装事業交付金	△17,845
		5 美沢18線道路改良舗装事業交付金	△17,338
3 住宅費補助金	△500	1 憩町団地解体事業交付金	

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	6	教育費補助金	1,817	2,380	4,197
15		道支出金	910,956	90,583	1,001,539
	1	道負担金	266,055	43,074	309,129
	1	民生費負担金	136,843	43,074	179,917
	2	道補助金	621,921	47,509	669,430
	1	総務費補助金	3,150	△950	2,200
	2	民生費補助金	17,663	△276	17,387
	3	衛生費補助金	12,536	1,650	14,186
	4	農林水産業費補助金	579,910	47,085	626,995
17		寄 附 金	74,136	109,327	183,463
	1	寄 附 金	74,136	109,327	183,463
	1	寄 附 金	74,136	109,327	183,463
21		町 債	994,700	109,800	1,104,500
	1	町 債	994,700	109,800	1,104,500
	2	民生債	63,800	△43,900	19,900
	3	衛生債	354,300	3,500	357,800
	5	商工債	144,900	91,900	236,800

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 小学校費補助金	1,700	1 学校保健特別対策事業費補助金	
2 中学校費補助金	680	1 学校保健特別対策事業費補助金	
1 社会福祉費負担金	34,750	1 障害者自立支援給付費等負担金	30,000
		2 障害児施設措置費負担金	4,750
2 児童福祉費負担金	8,324	1 児童手当負担金	△928
		2 子どものための教育・保育給付費負担金	9,252
1 総務管理費補助金	△950	1 地域づくり総合交付金	100
		2 UIJターン新規就業支援事業移住支援交付金	△1,050
1 社会福祉費補助金	124	1 地域生活支援事業費補助金	
2 児童福祉費補助金	△400	1 出産・子育て応援交付金	
1 保健衛生費補助金	1,650	1 重度心身障害者医療給付事業補助金	363
		2 ひとり親家庭等医療給付事業補助金	64
		3 乳幼児等医療給付事業補助金	1,223
1 農業費補助金	47,085	1 環境保全型農業直接支払交付金	259
		2 畑地化促進事業	46,826
1 寄 附 金	109,327	1 まちづくり寄附金	106,127
		2 企業版ふるさと納税寄附金	3,200
1 社会福祉債	△43,900	1 社会福祉債 (1)過疎対策 障がい者グループホーム施設整備事業債	
1 保健衛生債	3,500	1 保健衛生債 (1)過疎対策(ソフト分) 児童等福祉支援事業債	
1 商 工 債	91,900	1 商工債	91,900
		(1)過疎対策 観光地混雑状況可視化システム導入事業債	(△3,200)
		(2)辺地対策 自然の村キャンプ場再整備事業債	(△9,800)
		(3)過疎対策 天人峡地区公園整備事業債	(104,900)

- 27 -

- 26 -

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	土木債	307,700	53,400	361,100
7	教育債	43,200	4,900	48,100

節		説 明
区 分	金 額	
1	道路橋梁債	53,400
		1 道路橋梁債 53,400
		(1) 辺地対策 新星第1線道路整備事業債 (1,800)
		(2) 辺地対策 朗根内上俵真布線道路整備事業債 (1,200)
		(3) 辺地対策 美園村山線道路整備事業債 (2,200)
		(4) 辺地対策 旭美瑛線道路整備事業債 (18,000)
		(5) 過疎対策 赤羽下宇莫別線道路整備事業債 (1,500)
		(6) 過疎対策 藤野協成線道路整備事業債 (△1,800)
		(7) 辺地対策 美沢18線道路整備事業債 (13,700)
		(8) 辺地対策 新星線道路整備事業債 (19,500)
		(9) 公適債 丸山通り線道路長寿命化事業債 (△2,700)
1	教育総務債	4,900
		1 教育総務債
		(1) 過疎対策 (ソフト分) 学校給食支援事業債

(一般会計)

(歳 出)

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	1,983,278	△19,017	1,964,261	△950	△18,067
		総務管理費	1,905,344	△3,362	1,901,982	△1,050	△2,312
	1	職員給与費	1,149,211	△10,066	1,139,145		△10,066
	2	一般管理費	54,841	746	55,587		746
	3	広聴広報費	7,694	△600	7,094		△600
	4	車両管理費	13,826	△329	13,497		△329
	5	財産管理費	100,903	△5,478	95,425		△5,478

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
3	職員手当等	18,684	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)職員手当 18,684
18	負担金補助 及び交付金	△28,750	3 職員手当等 (2)退職手当組合負担金 △28,750 18 負担金(人) (△28,750)
8	旅 費	246	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)職員研修事業 △803
9	交 際 費	500	8 研修旅費 (△803) (2)一般管理事業 1,049 8 特別職旅費 (1,049) (3)慶弔餞別費 500 9 交際費 (500)
10	需 用 費	△600	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)広報事業 △600 10 印刷製本費(物) (△600)
10	需 用 費	△140	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)車両管理事業 △329
17	備品購入費	△189	10 燃料費(物) (△140) 17 車両購入費(事) (△189)
12	委 託 料	△4,290	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)役場庁舎照明LED化事業 △418
13	使用料及び 賃借料	△573	14 改修工事(事) (△418)
14	工事請負費	△615	2 行財政が健全で持続可能なまち (1)スマート行政推進事業 △4,401 12 業務委託(物) (△3,828) 13 使用料(物) (△573) (2)財産維持管理事業 △318 12 保守・管理委託(物) (△121) 14 整備工事(事) (△197) (3)庁舎維持管理事業 △341 12 保守・管理委託(物) (△341)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 地域振興費	82,882	693	83,575		693
8 地域おこし協力隊事業費	78,076	△3,804	74,272		△3,804
9 移住対策費	47,065	△1,266	45,799	道支出金 △1,050	△216
10 交通安全対策費	7,474	△350	7,124		△350
14 諸 費	263,514	17,092	280,606		17,092

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
8 旅 費	693	1 希望にみちた活気あるまち (1)関係人口創出事業 8 職員旅費	450 450 (450)
		2 行財政が健全で持続可能なまち (1)地域振興管理事業 8 職員旅費	243 243 (243)
1 報 酬	△2,656	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)行政事務効率化推進事業	△3,804 △3,804
3 職員手当等	△306	1 会計年度任用職員報酬	(△2,656)
4 共 済 費	△468	3 会計年度任用職員手当	(△306)
12 委 託 料	△24	4 会計年度任用職員共済費	(△468)
18 負担金補助及び交付金	△350	12 医療・衛生委託(物)	(△24)
		18 補助金(補)	(△350)
14 工事請負費	324	1 希望にみちた活気あるまち (1)移住対策事業	△1,266 △190
18 負担金補助及び交付金	△1,590	18 諸団体及び諸会議負担金	(△190)
		(2)定住促進住宅管理事業	324
		14 工事請負費	(324)
		(3)UIJターン新規就業支援事業	△1,400
		18 交付金(補)	(△1,400)
7 報 償 費	△350	1 安全で安心してくらせるまち (1)交通安全啓発事業	△350 △350
		7 報償(人)	(△350)
7 報 償 費	696	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)地域情報通信基盤管理運営事業	4,850 4,850
10 需 用 費	400	10 修繕料(物)	(500)
11 役 務 費	1,746	14 維持補修工事(事)	(4,350)

- 33 -

- 32 -

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2	徴 税 費	22,965	539	23,504	539
1	税務総務費	6,535	539	7,074	539
3	戸籍住民登録費	16,399	250	16,649	100
1	戸籍住民登録費	16,399	250	16,649	道支出金 100
4	選 挙 費	35,968	△16,444	19,524	△16,444
3	町長町議会議員選挙費	28,533	△16,444	12,089	△16,444

(一般会計)

節	区 分	金 額	説 明	
14	工事請負費	4,350	2 希望にみちた活気あるまち (1)開拓記念式典事業 7 報償(物)	2,342 △404 (△304)
22	償還金利子及び割引料	9,900	10 食糧費 (2)まちづくり寄附管理事業 7 報償(物) 11 通信運搬費(物)	(△100) 2,746 (1,000) (1,746)
			3 行財政が健全で持続可能なまち (1)過年度歳入過誤納還付金 22 償還金利子及び割引料(補)	9,900 9,900 (9,900)
1	報 酬	438	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)税務総務管理事業	539 438
18	負担金補助及び交付金	101	1 会計年度任用職員報酬 (2)上川広域滞納整理機構負担金 18 負担金(補)	(438) 101 (101)
17	備品購入費	250	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)パスポート交付事業 17 備品購入費(物)	250 250 (250)
1	報 酬	△146	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)町長町議会議員選挙事業	△16,444 △16,444
3	職員手当等	△1,275	1 会計年度任用職員報酬 3 事務従事者超勤等手当	(△146) (△1,275)
10	需 用 費	△473	10 印刷製本費(物)	(△473)
11	役 務 費	△1,405	11 通信運搬費(物) 11 広告料(物)	(△1,016) (△281)
18	負担金補助及び交付金	△13,145	11 手数料(物) 18 負担金(補)	(△108) (△13,145)

(単位：千円)

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	1,138,473	248,728	1,387,201	206,813	41,915
		社会福祉費	646,752	219,018	865,770	185,713	33,305
	1	社会福祉総務費	98,408	125,324	223,732	国庫支出金 125,324	
	2	高齢者福祉費	46,550	116	46,666	負担金 △482	598
	3	障害者福祉費	449,486	93,578	543,064	国庫支出金 69,897 道支出金 34,874 地方債 △43,900	32,707

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	410	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)社会福祉施設等物価高騰対策事業	125,324 4,155
4 共 済 費	100	18 交付金(補)	(4,155)
10 需 用 費	100	(2)住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業(12月補正)	121,169
11 役 務 費	1,218	1 会計年度任用職員報酬	(410)
12 委 託 料	341	4 会計年度任用職員共済費	(100)
18 負担金補助及び交付金	123,155	10 消耗品費(物)	(100)
		11 通信運搬費(物)	(470)
		11 手数料(物)	(748)
		12 業務委託(物)	(341)
		18 交付金(扶)	(119,000)
7 報 償 費	△168	1 ひとに優しい支え合いのまち	116
18 負担金補助及び交付金	2,284	(1)老人福祉管理事業	△168
19 扶 助 費	△2,000	7 報償(物)	(△168)
		(2)介護サービス利用料軽減助成事業	2,500
		18 助成金(扶)	(2,500)
		(3)敬老会事業	△530
		18 補助金(補)	(△530)
		(4)訪問看護ステーション利用料軽減助成事業	314
		18 助成金(扶)	(314)
		(5)老人福祉施設措置費	△2,000
		19 措置費(扶)	(△2,000)
1 報 酬	38	1 ひとに優しい支え合いのまち	93,578
8 旅 費	40	(1)障害者福祉管理事業	330
12 委 託 料	750	12 業務委託(物)	(330)
18 負担金補助及び交付金	△46,250	(2)障害者自立支援給付費	120,000
19 扶 助 費	139,000	19 扶助費	(120,000)
		(3)障害児施設措置費	19,000
		19 扶助費	(19,000)
		(4)地域生活支援事業	498
		1 その他非常勤職員報酬	(38)
		8 費用弁償	(40)
		12 業務委託(扶)	(420)
		(5)障がい者グループホーム施設整備補助事業	△46,250
		18 補助金(事)	(△46,250)



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	児童福祉費	491,721	29,710	521,431	21,100	8,610
1	児童福祉総務費	242,541	29,315	271,856	国庫支出金 13,176 道支出金 7,924	8,215
2	保育所費	186,415	395	186,810		395
4	衛生費	1,447,984	4,052	1,452,036	5,400	△1,348
1	保健衛生費	1,150,992	6,314	1,157,306	5,400	914
5	医療扶助費	52,997	7,000	59,997	道支出金 1,650 地方債 3,500	1,850
6	環境衛生費	322,847	△498	322,349	国庫支出金 250	△748
7	墓地管理費	1,483	△188	1,295		△188
2	清掃費	296,992	△2,262	294,730		△2,262
1	清掃総務費	104,925	△442	104,483		△442

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	34,610	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)児童手当支給事業 19 扶助費 (2)施設型給付費事業 18 負担金(補) (3)出産・子育て応援交付金事業 18 交付金(扶)
19 扶 助 費	△5,295	29,315 △5,295 (△5,295) 37,010 (37,010) △2,400 (△2,400)
10 需 用 費	395	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)どんぐり保育園管理運営事業 10 燃料費(物)
19 扶 助 費	7,000	1 ひとに優しい支え合いのまち (1)医療費扶助事業 19 重度心身障害者医療給付事業扶助 19 ひとり親家庭等医療給付事業扶助 19 乳幼児等医療給付事業扶助
18 負担金補助及び交付金	△498	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)大雪葬斎組合負担金 18 負担金(補) (2)公衆浴場確保対策補助事業 18 補助金(補)
12 委 託 料	△188	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)墓地管理事業 12 保守・管理委託(物) 12 保守・管理委託(維)
10 需 用 費	△361	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)清掃管理事業 10 印刷製本費(物)
18 負担金補助及び交付金	△81	(△361) △81 (△81)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	し尿処理費	114,057	△1,820	112,237		△1,820
6		農林水産業費	905,554	80,728	986,282	79,240	1,488
	1	農業費	550,469	80,577	631,046	79,240	1,337
	1	農業委員会費	13,705	26	13,731		26
	2	農業振興費	526,365	80,551	606,916	国庫支出金 32,155 道支出金 47,085	1,311
	3	林業費	96,090	151	96,241		151
	2	町有林管理費	38,745	151	38,896		151
7		商工費	863,322	129,839	993,161	115,100	14,739
	1	商工費	666,799	126,167	792,966	115,100	11,067
	2	商工業振興費	353,712	20,163	373,875	国庫支出金 20,000	163

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
12	委託料	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち (1)浄化センター施設解体事業 12 業務委託(事)	△1,820 △1,820 (△1,820)
1	報酬	1 地域資源をいかした産業のまち (1)農業後継者結婚相談事業 1 会計年度任用職員報酬	26 26 (26)
10	需用費	1 地域資源をいかした産業のまち (1)農産物直売交流施設管理運営事業	80,551 △130
18	負担金補助及び交付金	10 修繕料(維) (2)農業物価高騰対策支援事業 18 補助金(補) (3)畑地化促進事業 18 交付金(補) (4)環境保全型農業直接支払交付金 18 交付金(補)	(△130) 33,510 (33,510) 46,826 (46,826) 345 (345)
15	原材料費	1 地域資源をいかした産業のまち (1)町有林管理事業 15 原材料費(維)	151 151 (151)
18	負担金補助及び交付金	1 地域資源をいかした産業のまち (1)消費活性化事業 18 補助金(補)	20,163 20,163 (20,163)

- 41 -

- 40 -

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 観光費	222,558	106,004	328,562	地方債 91,900 寄附金 3,200	10,904
2 文化スポーツ振興費	196,523	3,672	200,195		3,672
2 生涯学習推進費	11,077	1,512	12,589		1,512
3 町民センター費	39,829	2,160	41,989		2,160
8 土木費	1,205,890	△54,888	1,151,002	△42,857	△12,031
2 道路橋梁費	956,557	△52,963	903,594	△42,357	△10,606
1 道路維持修繕費	158,502	△2,927	155,575	地方債 △2,700	△227
2 道路新設改良費	454,135	△50,036	404,099	国庫支出金 △95,757 地方債 56,100	△10,379

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	△1,992	1 地域資源をいかした産業のまち	106,004
		(1)観光協会補助金	3,000
18 負担金補助及び交付金	107,996	18 補助金(補)	(3,000)
		(2)体験交流住宅管理運営事業	250
		12 保守・管理委託(物)	(250)
		(3)自然の村キャンプ場再整備事業	△2,242
		12 業務委託(事)	(△2,242)
		(4)天人峡地区公園整備事業負担金	104,996
		18 負担金(事)	(104,996)
10 需用費	1,282	1 希望にみちた活気あるまち	1,512
		(1)地域人材育成研修施設管理運営事業	1,512
11 役務費	74	10 光熱水費(物)	(1,282)
		11 手数料(物)	(74)
12 委託料	156	12 保守・管理委託(物)	(156)
10 需用費	2,160	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち	2,160
		(1)町民センター管理運営事業	2,160
		10 光熱水費(物)	(1,966)
		10 修繕料(維)	(194)
14 工事請負費	△2,927	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち	△2,927
		(1)丸山通り線道路長寿命化事業	△2,927
		14 維持補修工事(事)	(△2,927)
12 委託料	△1,827	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち	△50,036
		(1)朗根内上俵真布線道路改良舗装事業	△712
14 工事請負費	△48,209	12 建築・土木委託(事)	(△712)
		(2)美園村山線道路改良舗装事業	△41,115
		12 建築・土木委託(事)	(△1,115)
		14 整備工事(事)	(△40,000)
		(3)藤野協成線道路改良舗装事業	△2,741
		14 整備工事(事)	(△2,741)
		(4)美沢18線道路改良舗装事業	△5,468
		14 整備工事(事)	(△5,468)

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
5		住宅費	50,253	△1,925	48,328	△500	△1,425
	2	住宅建設費	25,894	△1,925	23,969	国庫支出金 △500	△1,425
9		消 防 費	352,333	△11,463	340,870		△11,463
	1	消 防 費	352,333	△11,463	340,870		△11,463
	1	消 防 費	352,333	△11,463	340,870		△11,463
10		教 育 費	504,969	2,094	507,063	9,660	△7,566
	1	教育総務費	259,678	1,106	260,784	4,900	△3,794
	2	事務局費	85,616	△800	84,816		△800
	3	学校給食費	101,796	1,906	103,702	地方債 4,900	△2,994
	2	小学校費	132,669	3,068	135,737	3,400	△332
	1	学校管理費	114,193	3,068	117,261	国庫支出金 3,400	△332

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
12	委 託 料	△704	1 自然と共生し生活基盤が充実したまち △1,925
14	工事請負費	△1,221	(1)町営一般住宅改修事業 △110 14 改修工事(事) (△110) (2)憩町団地解体事業 △1,111 14 解体工事費 (△1,111) (3)東町団地ストック総合改善事業 △506 12 業務委託(事) (△506) (4)北町団地整備事業 △198 12 業務委託(事) (△198)
18	負担金補助 及び交付金	△11,463	1 安全で安心してらせるまち △11,463 (1)大雪消防組合負担金 △11,463 18 負担金(補) (△11,463)
8	旅 費	△800	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち △800 (1)教育委員会事務局管理事業 △800 8 費用弁償 (△800)
10	需 用 費	380	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち 1,906 (1)学校給食管理運営事業 1,906
12	委 託 料	△3,467	10 修繕料(維) (380) 12 業務委託(物) (△3,467)
18	負担金補助 及び交付金	4,993	18 交付金(補) (4,993)
10	需 用 費	1,597	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち 3,068 (1)小学校施設改修事業 △229
14	工事請負費	△229	14 改修工事(事) (△229)
17	備品購入費	1,700	(2)小学校管理運営事業 △103 10 光熱水費(物) (△1,500) 10 修繕料(維) (1,397) (3)学校保健特別対策事業 3,400 10 修繕料(事) (1,700) 17 備品購入費(事) (1,700)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
3	中学校費	74,248	△1,551	72,697	1,360	△2,911
1	学校管理費	55,633	△1,551	54,082	国庫支出金 1,360	△2,911
4	社会教育費	38,374	△529	37,845		△529
3	図書館費	26,848	△529	26,319		△529
12	諸支出金	844,057	166,127	1,010,184	106,127	60,000
1	普通財産取得費	99,923	106,127	206,050	106,127	
9	丘のまちびえいまちづくり基金費	66,235	106,127	172,362	寄附金 106,127	
2	公営企業費	744,134	60,000	804,134		60,000
5	病院事業補助金	450,000	60,000	510,000		60,000

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
10 需用費	△1,711	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1) 中学校管理運営事業	△1,551 △2,911
17 備品購入費	160	10 光熱水費(物) 10 修繕料(維) (2) 学校保健特別対策事業 10 修繕料(事) 17 備品購入費(事)	(△3,500) (589) 1,360 (1,200) (160)
12 委託料	△529	1 笑顔あふれる育ちと学びのまち (1) 図書管理事業 12 保守・管理委託(物)	△529 △529 (△529)
24 積立金	106,127	1 行財政が健全で持続可能なまち (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	106,127 106,127 (106,127)
18 負担金補助及び交付金	60,000	1 ひとに優しい支え合いのまち (1) 病院事業補助事業 18 補助金(補)	60,000 60,000 (60,000)

議案第11号

令和5年度 美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第4号）について

第1条 令和5年度美瑛町公共下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度美瑛町公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額111,880千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,233千円、引継金5,820千円及び当年度分損益勘定留保資金104,827千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	支 出		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	142,847千円	469千円	143,316千円
第1項 建設改良費	29,396千円	469千円	29,865千円

第3条 予算第4条の2中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ19,242千円及び16,657千円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ18,204千円及び13,966千円である。」に改める。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

## 令和5年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明

### 資 本 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資 本 的 支 出				142,847	469	143,316		
	1. 建 設 改 良 費			29,396	469	29,865		
		1. 管 渠 建 設 改 良 費			1,760	469		2,229
				工 事 請 負 費		1,760		469

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額111,880千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,233千円、引継金5,820千円、当年度分損益勘定留保資金104,827千円で補てんするものとする。)

議案第 1 2 号

令和 5 年度 美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 2 号）について

第 1 条 令和 5 年度美瑛町水力発電事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度美瑛町水力発電事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 電気事業費用	63,223 千円	18 千円	63,241 千円
第 1 項 営業費用	60,750 千円	18 千円	60,768 千円

第 3 条 予算第 4 条の 2 中「未払金の金額は、6, 1 0 2 千円である。」を「未払金の金額は、5, 0 5 4 千円である。」に改める。

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（ 1 ） 職員給与費	14,071 千円	18 千円	14,089 千円

令和 5 年 1 2 月 1 4 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸



## 令和5年度美瑛町水力発電事業会計補正予算説明

### 収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 電気事業費用				63,223	18	63,241	会計年度任用職員の給与改定に伴う賞与引当金繰入額の増
	1. 営業費用			60,750	18	60,768	
		2. 一般管理費			14,478	18	
			賞与引当金繰入額		771	18	

議案第13号

令和5年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）について

第1条 令和5年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 患者数			
入院患者予定数	16,836人	△1,763人	15,073人
1日平均入院患者数	46.0人	△4.8人	41.2人
外来患者予定数	34,848人	△4,625人	30,223人
1日平均外来患者数	144.0人	△19.1人	124.9人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業収益	1,177,883千円	△13,000千円	1,164,883千円	
第1項 医業収益	666,057千円	△73,000千円	593,057千円	
第2項 医業外収益	511,823千円	60,000千円	571,823千円	
		支 出		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業費用	1,177,883千円	△13,000千円	1,164,883千円	
第1項 医業費用	1,163,646千円	△13,000千円	1,150,646千円	

第4条 予算第9条に定めた補助の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

補助金                      450,000千円                      60,000千円                      510,000千円

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

## 令和5年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

### 収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 病院事業収益				1,177,833	△ 13,000	1,164,833	
	1. 医業収益			666,057	△ 73,000	593,057	
		1. 入院収益		381,738	△ 48,463	333,275	
			入院収益	381,738	△ 48,463	333,275	入院患者見込延数15,073人
		2. 外来収益		250,905	△ 24,537	226,368	
			外来収益	250,905	△ 24,537	226,368	外来患者見込延数30,223人
	2. 医業外収益			511,823	60,000	571,823	
		2. 他会計補助金		450,000	60,000	510,000	
			一般会計補助金	450,000	60,000	510,000	経営安定化のための繰入金増

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 病院事業費用				1,177,883	△ 13,000	1,164,883	
	1. 医業費用			1,163,646	△ 13,000	1,150,646	
		3. 経費		271,060	△ 13,000	258,060	
			光熱水費	40,710	△ 3,000	37,710	燃料単価等の実績に伴う減
			賃借料	10,387	△ 1,400	8,987	ハイヤー借上げの実績に伴う減
			委託料	181,548	△ 8,600	172,948	契約落札減等

議案第14号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

下記辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、  
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第  
3条第8項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

辺地名 朗根内辺地

(別紙)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：朗根内辺地】

新						旧					
(別記様式) 1. 辺地の概況 【略】  2. 公共的施設の整備を必要とする事情 ・道路 【略】 ・施設 ～ 朗根内へき地保育所は、昭和54年に建設され、施設の老朽化が著しいことから、 <u>施設の建て替えが必要であるが、子供の数も減少傾向にあることから保育所だけでなく高齢者介護施設等を兼ね備えた複合施設を整備する。</u>  3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から 令和7年度までの 5年間 (単位：千円)						(別記様式) 1. 辺地の概況 【略】  2. 公共的施設の整備を必要とする事情 ・道路 【略】 ・施設 ～ 朗根内へき地保育所は、昭和54年に建設され、施設の老朽化が著しいことから、 <u>保育環境等を判断し建て替え工事を実施する。</u>  3. 公共的施設の整備計画 令和3年度から 令和7年度までの 5年間 (単位：千円)					
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額	施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
道路 (朗根内上俵 真布線道路 整備事業)	美瑛町	80,000	51,040	28,960	27,300	道路 (朗根内上俵 真布線道路 整備事業)	美瑛町	80,000	51,040	28,960	27,300
施設 (朗根内へき 地保育所建 設事業)	美瑛町	0	0	0	0	施設 (朗根内へき 地保育所建 設事業)	美瑛町	106,000	0	106,000	100,400

(別紙)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：朗根内辺地】

新						旧					
高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設(東部地区コミュニティ施設整備事業)	美瑛町	<u>369,000</u>	<u>169,000</u>	<u>200,000</u>	<u>184,000</u>						
		合計	<u>449,000</u>	<u>220,040</u>	<u>228,960</u>	<u>211,300</u>	合計	<u>186,600</u>	<u>51,040</u>	<u>134,960</u>	<u>127,700</u>

議案第15号

美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸



(別紙)

美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="185 344 501 387">23頁38行目から</p> <p data-bbox="185 411 394 443">3. 産業の振興</p> <p data-bbox="185 456 456 488">(1) 現況と問題点</p> <p data-bbox="237 501 439 533">①～④ 【略】</p> <p data-bbox="237 545 580 577">⑤ 他の市町村との連携</p> <p data-bbox="271 590 1122 794">上川中部1市8町で構成される上川中部定住自立圏において、産業の振興に資する事業を連携し実施してきたが、より持続可能な経済圏を形成するため、新たな広域連携の枠組みである連携中核都市圏を形成し、更なる連携を図る必要がある。</p> <p data-bbox="271 807 1122 922">連携中核都市圏として、産業の衰退や担い手不足への課題に対しての取り組みを強化していくことで、圏域全体の経済成長のけん引を進めていく。</p> <p data-bbox="271 935 1122 1139"><u>また、上川管内東川町と本町にまたがる天人峡地区について、2軒の廃ホテルが長年放置状態にあるが、所有者による解体及び撤去の目途が立たず、景観が阻害されていることや外壁の崩壊の恐れがあることから、東川町等と連携し、早期に対応することが求められる。</u></p> <p data-bbox="185 1185 501 1228">26頁14行目から</p> <p data-bbox="185 1241 394 1273">(2) その対策</p> <p data-bbox="237 1286 439 1318">①～④ 【略】</p> <p data-bbox="237 1331 580 1362">⑤ 他の市町村との連携</p> <p data-bbox="271 1375 1122 1449">ア 連携中枢都市圏の形成に向けて、関係市町村と連携を強化していくとともに、地域産業の振興を促進することで、</p>	<p data-bbox="1155 411 1364 443">3. 産業の振興</p> <p data-bbox="1155 456 1426 488">(1) 現況と問題点</p> <p data-bbox="1207 501 1408 533">①～④ 【略】</p> <p data-bbox="1207 545 1550 577">⑤ 他の市町村との連携</p> <p data-bbox="1240 590 2092 794">上川中部1市8町で構成される上川中部定住自立圏において、産業の振興に資する事業を連携し実施してきたが、より持続可能な経済圏を形成するため、新たな広域連携の枠組みである連携中核都市圏を形成し、更なる連携を図る必要がある。</p> <p data-bbox="1240 807 2092 922">連携中核都市圏として、産業の衰退や担い手不足への課題に対しての取り組みを強化していくことで、圏域全体の経済成長のけん引を進めていく。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p data-bbox="1155 1241 1364 1273">(2) その対策</p> <p data-bbox="1207 1286 1408 1318">①～④ 【略】</p> <p data-bbox="1207 1331 1550 1362">⑤ 他の市町村との連携</p> <p data-bbox="1240 1375 2092 1449">__ 連携中枢都市圏の形成に向けて、関係市町村と連携を強化していくとともに、地域産業の振興を促進することで、</p>

(別紙)

美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画 新旧対照表

新					旧				
<p>圏域全体の経済成長のけん引を図る。</p> <p>イ 東川町、北海道等と連携し、天人峡地区の廃ホテルの用地を林野庁から取得し、アスベスト除却、解体工事、撤去を行い、跡地に公園施設等を整備し、新たな魅力を創造することで誘客を図る。</p>					<p>圏域全体の経済成長のけん引を図る。</p>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">28頁4行目から</div>									
<p>(3) 計画</p> <p>事業計画（令和3年度～令和7年度）</p>					<p>(3) 計画</p> <p>事業計画（令和3年度～令和7年度）</p>				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	【略】				2 産業の 振興	【略】			
	(9) 観光又はレクリエーション					(9) 観光又はレクリエーション			
	【略】					【略】			
	天人峡地区魅力向上事業		美瑛町 東川町						
		本通り商店街駐車場整備事業		美瑛町					
		観光地混雑状況可視化システム導入事業		〃					

議案第16号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

旭川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表3の（1）のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表 3 の（1）のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を「旭川市教育支援センター」に改める。

この協約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地

甲 旭川市  
旭川市長

上川郡美瑛町本町 4 丁目 6 番 1 号

乙 美瑛町  
美瑛町長

議案第17号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美瑛町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年12月14日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所	美瑛町西町1丁目2番3号
氏 名	菅原 秀之
生年月日	昭和 年 月 日生

# 美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

## 1 心もからだもすこやかに

りっぱにつとめをはたしましょう。

## 1 互にむつみ話し合い

楽しい家庭をつくりましょう。

## 1 きまりを守り助け合い

明るい社会をつくりましょう。

## 1 自然を愛し文化をたかめ

豊かな郷土をつくりましょう。